

パブリックコメント結果等に伴う「迷惑メールへの対応の在り方に関する提言」案の修正について

1. パブリックコメント結果を踏まえての修正

図 20 中で、「個人名が特定されるようなメールアドレスで、個人情報取扱事業者が目的を公表していない場合、個人情報保護法第 15 条、第 16 条、第 17 条で保護される」旨を記述していたが第 18 条が抜け落ちていたため、第 18 条を追加。また、図 20 中に、自動収集等したメールアドレスに宛て同意等を得ずに営業を営まない個人宛に行われる特定電子メールの送信について、特定電子メール法で禁止されている旨を追加するとともに、自己のメールアドレスを公開している法人・営業を営む個人が特定電子メールを送信しないよう求めている電子メールが送信された場合、特定電子メール法第 3 条での対応となることが表記上明確でなかったため、修正する。

2. データ等の現行化

(1) グラフ・図の現行化

- ① 図 5 「国内 I S P における迷惑メール数・割合の推移」を現行化
- ② 図 6 「日本着の迷惑メールの国内発・外国発の比率の推移」を現行化
- ③ 図 7 「日本着の迷惑メール発信国の推移」を現行化
- ④ 図 12 「特定電子メール法の措置命令状況」を現行化
- ⑤ 図 19 「警察による送信者情報偽装による摘発事案」について、判決内容を入れて現行化
- ⑥ 図 20 「諸外国における迷惑メールの規制類型」で、今通常国会で刑法の一部改正法案が成立したので、その部分を現行化
- ⑦ 図 32 「実際に流通している電子メールにおける S P F / S e n d e r I D の対応状況」を現行化

(2) 文章の現行化

- ① P 10 「3. 日本における最近の迷惑メールの現状」の発信割合が多い国名を現行化。また、13 位以下の国の発信割合を現行化
- ② P 14 「(2) オプトイン方式の規制等の評価」の年間平均措置命令件数について現行化
- ③ P 21 「(1) 契約者情報の提供の求め」の契約者情報の照会件数について現行化
- ④ P 28 「4. 政府による効果的な法執行」の年間平均措置命令件数について現行化
- ⑤ P 32 「3. 電気通信事業者間の情報交換」の S M S 相互接続での利用停止等を受けた加入者の情報交換について、本年 7 月 13 日から開始されたことに伴い、文章を次のように変更。
 旧：『携帯電話事業者各社では、S M S (Short Message Services) の相互接続について検討している。それに伴い、S M S での迷惑メールが増加するおそれがあることから、S M S における迷惑メール等の送信行為による利用停止等を受けた加入者の情報交換についても、相互接続の開始当初より実施することを検討すべきである。』
 新：『携帯電話事業者各社では、2011 年（平成 23 年）7 月 13 日より、S M S (Short Message Services) の相互接続を実施している。それに伴い、S M S での迷惑メールが増加するおそれがあることから、S M S における迷惑メール等の送信行為による利用停止等を受けた加入者の情報交換についても、相互接続の開始当初より行っており、継続して実施していくべきである。』と変更。
- ⑥ P 42 「3. 送信ドメイン認証技術の普及促進」の S P F / S e n d e r I D に対応した電子メールの割合について現行化